平成29年　№23

○東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程等の一部を改正する規程

○東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

○東京学芸大学附属学校スクールライフ相談窓口及び相談員要項等の一部を改正する要項

○東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出に関する申合せの一部を改正する申合せ

○東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出手続き等に関する取扱い等の一部を改正する取扱い

改正理由

附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年５月９日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成29年規程第16号

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第２号）
(2) 東京学芸大学環境教育研究センター規程（平成６年規程第13号）
(3) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程（平成11年規程第12号）
(4) 東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程（平成14年規程第16号）
(5) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）
(6) 東京学芸大学部局長会規程（平成16年規程第38号）
(7) 東京学芸大学情報セキュリティ委員会規程（平成22年規程第30号）
(8) 東京学芸大学附属学校研究会規程（平成24年規程第４号）
(9) 国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会規程（平成25年規程第18号）
(10) 東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程（平成27年規程第５号）

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成29年５月９日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成29年細則第９号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則（昭和50年４月２日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校スクールライフ相談窓口及び相談員要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成29年５月９日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

東京学芸大学附属学校スクールライフ相談窓口及び相談員要項等の
一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学附属学校スクールライフ相談窓口及び相談員要項（平成14年７月５日制定）
(2) 国立大学法人東京学芸大学各事業場の職員の過半数を代表する者の選出等に関する要項（平成16年３月10日制定）
(3) 東京学芸大学附属学校教員研修専念制度実施要項（平成18年９月13日制定）
(4) 東京学芸大学附属学校内地研修員実施要項（平成21年７月21日制定）
(5) 東京学芸大学附属学校教員の勤務実績評価の実施に関する要項（平成21年12月７日制定）
(6) 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項（平成22年３月４日制定）
(7) 東京学芸大学パッケージ型支援プロジェクト要項（平成27年３月31日制定）

東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように制定する。

平成29年５月９日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出に関する申合せの
一部を改正する申合せ

東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出に関する申合せ（平成21年７月28日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出手続き等に関する取扱い等の一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成29年５月９日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出手続き等に関する取扱い等の一部を改正する取扱い

次に掲げる取扱いの一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出手続き等に関する取扱い（平成21年７月28日制定）
(2) 教職大学院と附属学校との人事に関する取扱い（平成24年２月６日制定）
(3) 学習支援者に関する取扱いについて（平成24年６月８日制定）

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第６条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 ⑴ 処理施設長 ⑵ 各学系の教授会から推薦された教員　各１名 ⑶ 附属学校運営部長から推薦された附属学校教員　１名 ⑷ 学長が委嘱する者　若干名 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第６条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 ⑴ 処理施設長 ⑵ 各学系の教授会から推薦された教員　各１名 ⑶ 附属学校運営参事から推薦された附属学校教員　１名 ⑷ 学長が委嘱する者　若干名

東京学芸大学環境教育研究センター規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第８条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 ⑴ センター長 ⑵ センターに所属する専任教員　２名 ⑶ 学長が指名する副学長 ⑷ 学系長 ⑸ 附属図書館長 ⑹ 附属学校運営部長 ⑺ その他必要に応じて学長が委嘱する者　若干名 ２　前項第７号の委員の数は，同項第２号の委員の数を超えないものとする。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第８条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 ⑴ センター長 ⑵ センターに所属する専任教員　２名 ⑶ 学長が指名する副学長 ⑷ 学系長 ⑸ 附属図書館長 ⑹ 附属学校運営参事　１名 ⑺ その他必要に応じて学長が委嘱する者　若干名 ２　前項第７号の委員の数は，同項第２号の委員の数を超えないものとする。 〔省略〕

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改正

〔省略〕

（部局の長の責務）

第３条　別表に定める部局の長は，当該部局における毒物等の管理を総括し，事故等の防止に努めなければならない。

（管理責任者）

第４条　部局の長は，当該部局における毒物等の適正な管理を行うため，毒物等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　管理責任者は，別表に定める者をもって充てるものとする。

３　管理責任者は，毒物等を保管している部屋ごとに毒物等管理担当者（以下「管理担当者」という。）を指名するものとし，毒物等管理担当者指名・変更報告書（別紙様式１）により，部局の長に報告しなければならない。

４　管理担当者は，毒物等を適正に管理するため，管理責任者の指示に従うものとする。

〔省略〕

別表

部局の長	毒物等管理責任者
〔省略〕	
有害廃棄物処理施設長	施設長が指名する者
附属学校運営部長	副校（園）長

〔省略〕

附　則

この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。

現行

〔省略〕

（部局の長の責務）

第３条　別表に定める部局の長は，当該部局における毒物等の管理を総括し，事故等の防止に努めなければならない。

（管理責任者）

第４条　部局の長は，当該部局における毒物等の適正な管理を行うため，毒物等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　管理責任者は，別表に定める者をもって充てるものとする。

３　管理責任者は，毒物等を保管している部屋ごとに毒物等管理担当者（以下「管理担当者」という。）を指名するものとし，毒物等管理担当者指名・変更報告書（別紙様式１）により，部局の長に報告しなければならない。

４　管理担当者は，毒物等を適正に管理するため，管理責任者の指示に従うものとする。

〔省略〕

別表

部局の長	毒物等管理責任者
〔省略〕	
有害廃棄物処理施設長	施設長が指名する者
附属学校運営参事	副校（園）長

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 附属学校運営部長 (2) 附属学校運営参事 (3) 附属学校長（幼稚園にあっては園長） (4) 附属学校課長 (5) その他学長が必要と認めた者　若干名 ２　前項第５号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は前条第１項第１号の委員をもって充て，副委員長は，同項第２号の委員のうちから委員長が指名する。 ２　委員長は，委員会を招集し，議長となる。 ３　副委員長は，委員長を補佐し委員長に事故あるときは，その職務を代行する。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第４条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 附属学校運営参事 (2) 附属学校長（幼稚園にあっては園長） (3) 附属学校課長 (4) その他学長が必要と認めた者　若干名 ２　前項第４号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き，前条第１項第１号の委員をもって充てる。 ２　委員長は，委員会を招集し，議長となる。 ３　副委員長は，委員長を補佐し委員長に事故あるときは，その職務を代行する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第３条　評議会は，次に掲げる評議員で組織する。 ⑴ 学長 ⑵ 理事及び副学長 ⑶ 学系長 ⑷ 附属図書館長 ⑸ 大学院連合学校教育学研究科長 ⑹ 各学系の教授会構成員から選出された教授　各２名 ⑺ 附属学校運営部長 ⑻ 事務局長 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第３条　評議会は，次に掲げる評議員で組織する。 ⑴ 学長 ⑵ 理事及び副学長 ⑶ 学系長 ⑷ 附属図書館長 ⑸ 大学院連合学校教育学研究科長 ⑹ 各学系の教授会構成員から選出された教授　各２名 ⑺ 附属学校運営参事 ⑻ 事務局長 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学部局長会規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第３条　部局長会は，次に掲げる者で組織する。 (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営部長 (7) センター長協議会議長 (8) 事務局長 (9) 事務局参事役 (10) 部長 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第３条　部局長会は，次に掲げる者で組織する。 (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営参事 (7) センター長協議会議長 (8) 事務局長 (9) 事務局参事役 (10) 部長 〔省略〕

東京学芸大学情報セキュリティ委員会規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1)　情報を所掌する副学長（最高情報セキュリティ責任者） (2)　学系長（部局情報セキュリティ管理責任者） (3)　情報処理センター長（全学システム管理責任者） (4)　附属学校運営部長 (5)　事務局長 (6)　学長が委嘱する教員　若干名 (7)　学長が委嘱する事務職員　若干名（組織） 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第４条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1)　情報を所掌する副学長（最高情報セキュリティ責任者） (2)　学系長（部局情報セキュリティ管理責任者） (3)　情報処理センター長（全学システム管理責任者） (4)　附属学校運営参事　1名 (5)　事務局長 (6)　学長が委嘱する教員　若干名 (7)　学長が委嘱する事務職員　若干名（組織） 〔省略〕

東京学芸大学附属学校研究会規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （会長及び副会長） 第４条　研究会に会長及び副会長を置き，会長は，附属学校の長のうちから附属学校運営部長（以下「運営部長」という。）が委嘱し，副会長は，次条に定める附属学校研究推進委員会の委員長をもって充てる。 ２　会長の任期は２年とする。ただし，会長が欠員となった場合の後任の会長の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕 （組織） 第７条　研究推進委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 (1) 附属学校運営部長 (2) 附属学校運営参事 (3) 研究会会長 (4) 学系長 (5) 附属学校の研究部長 (6) 第９条で定める部会長のうちから運営部長が指名する者　若干名 (7) その他運営部長が必要と認めた者 ２　前項第７号の委員の任期は２年とし，連続して２期まで再任できる。ただし，委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。 ３　研究推進委員会に，委員長１名及び副委員長２名を置き，運営部長が第１項第５号の委員のうちからそれぞれ指名する。 ４　委員長及び副委員長の任期は２年とする。ただし，委員長又は副委員長が欠員となった場合の後任の委員長又は副委員長の任期は，前任者の残任期間とする。 ５　委員長は，委員会を招集し，議長となる。 ６　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。	〔省略〕 （会長及び副会長） 第４条　研究会に会長及び副会長を置き，会長は，附属学校の長のうちから附属学校運営参事が委嘱し，副会長は，次条に定める附属学校研究推進委員会の委員長をもって充てる。 ２　会長の任期は２年とする。ただし，会長が欠員となった場合の後任の会長の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕 （組織） 第７条　研究推進委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 (1) 附属学校運営参事（以下「運営参事」という。） (2) 研究会会長 (3) 学系長 (4) 附属学校の研究部長 (5) 第９条で定める部会長のうちから運営参事が指名する者　若干名 (6) その他運営参事が必要と認めた者 ２　前項第６号の委員の任期は２年とし，連続して２期まで再任できる。ただし，委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。 ３　研究推進委員会に，委員長１名及び副委員長２名を置き，運営参事が第１項第４号の委員のうちからそれぞれ指名する。 ４　委員長及び副委員長の任期は２年とする。ただし，委員長又は副委員長が欠員となった場合の後任の委員長又は副委員長の任期は，前任者の残任期間とする。 ５　委員長は，委員会を招集し，議長となる。 ６　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

〔省略〕 （報告） 第１３条　部会長は，次に掲げる事項を，当該各号に定める時期に研究推進委員会委員長に報告する。 (1) 部会及び地区部会の構成員の所属，氏名　毎年度当初 (2) 部会長，副部会長及び地区責任者の所属，氏名　毎年度当初 (3) 部会及び地区部会の定例会の記録　その都度 ２　研究推進委員会委員長は，毎年度研究会の実施報告書をまとめ，運営部長に提出する。 ３　運営部長は，前項の報告書の提出を受け，附属学校運営会議に報告する。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （報告） 第１３条　部会長は，次に掲げる事項を，当該各号に定める時期に研究推進委員会委員長に報告する。 (1) 部会及び地区部会の構成員の所属，氏名　毎年度当初 (2) 部会長，副部会長及び地区責任者の所属，氏名　毎年度当初 (3) 部会及び地区部会の定例会の記録　その都度 ２　研究推進委員会委員長は，毎年度研究会の実施報告書をまとめ，運営参事に提出する。 ３　運営参事は，前項の報告書の提出を受け，附属学校運営会議に報告する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 ⑴ 総務を所掌する理事 ⑵ 学系長 ⑶ 附属学校運営部長 ⑷ 事務局長 ⑸ 財務施設部長 ⑹ その他学長が委嘱する者　若干名（組織） 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第４条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 ⑴ 総務を所掌する理事 ⑵ 学系長 ⑶ 附属学校運営参事　１名 ⑷ 事務局長 ⑸ 財務施設部長 ⑹ その他学長が委嘱する者　若干名（組織） 〔省略〕

東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　機構は，次に掲げる構成員をもって組織する。 ⑴ 学長 ⑵ 副学長 ⑶ 学系長 ⑷ 附属学校運営部長 ⑸ センター長協議会議長 ⑹ プロジェクトリーダー ⑺ プロジェクト統括教員 ⑻ 部長組 〔省略〕 附　則 この規程は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第４条　機構は，次に掲げる構成員をもって組織する。 ⑴ 学長 ⑵ 副学長 ⑶ 学系長 ⑷ 附属学校運営参事　１名 ⑸ センター長協議会議長 ⑹ プロジェクトリーダー ⑺ プロジェクト統括教員 ⑻ 部長

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 第４条　規程第５条第２号の「本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの」とは，各学系の教授会構成員から選出された教育研究評議会評議員，講座主任，分野主任，国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第８号）第17条第１項に規定する管理職手当を支給される施設・センターの長，附属学校の長，附属学校運営部長，附属学校運営参事及び各種委員会の委員長等を相当期間務め，所属分野等から推薦を受けた者をいう。 〔省略〕 附　則 この細則は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 第４条　規程第５条第２号の「本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの」とは，各学系の教授会構成員から選出された教育研究評議会評議員，講座主任，分野主任，国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第８号）第17条第１項に規定する管理職手当を支給される施設・センターの長，附属学校の長，附属学校運営参事及び各種委員会の委員長等を相当期間務め，所属分野等から推薦を受けた者をいう。 〔省略〕

東京学芸大学附属学校スクールライフ相談窓口及び相談員要項の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （委嘱） 第４　相談員は，各附属学校長（幼稚園にあっては園長）及び附属学校課にあっては附属学校運営部長からの推薦を受けた教職員のうちから委員会が委嘱する。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （委嘱） 第４　相談員は，各附属学校長（幼稚園にあっては園長）及び附属学校課にあっては附属学校運営参事からの推薦を受けた教職員のうちから委員会が委嘱する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学各事業場の職員の過半数を代表する者の選出等に関する要項の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改正

〔省略〕

（定義）

第２　この要項において「事業場」とは，別表１に掲げる事業場をいう。

２　この要項において「部局」とは，別表１に掲げる部局をいう。

３　この要項において「管理監督者」とは，別表２に掲げる職にある者をいう。

〔省略〕

別表２

区　　分	管理監督者
大学教員	〔省略〕
	連合学校教育学研究科長
	附属学校運営部長
	附属学校運営参事
	校長・園長
附属学校教員	〔省略〕
事務系職員	〔省略〕

〔省略〕

附　則

この要項は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。

現行

〔省略〕

（定義）

第２　この要項において「事業場」とは，別表１に掲げる事業場をいう。

２　この要項において「部局」とは，別表１に掲げる部局をいう。

３　この要項において「管理監督者」とは，別表２に掲げる職にある者をいう。

〔省略〕

別表２

区　　分	管理監督者
大学教員	〔省略〕
	連合学校教育学研究科長
	附属学校運営参事
	校長・園長
附属学校教員	〔省略〕
事務系職員	〔省略〕

〔省略〕

東京学芸大学附属学校教員研修専念制度実施要項の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （申請手続等） 第６条　研修専念期間の取得を申請する者（以下「申請者」という。）は，研修専念期間取得申請書（別紙様式１）を所属学校長（幼稚園にあっては園長。以下「学校長」という。）に所定の期日までに提出する。 ２　当該学校長は，当該年度における授業計画等の諸事情を勘案し，申請者を所定の期日までに附属学校運営部長に推薦する。 ３　附属学校運営部長は，申請書を取りまとめ附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）に諮る。 ４　運営会議は，必要な要件を満たしていると認められる申請者の中から予算の範囲内で候補者を選考する。 ５　運営会議委員長は，運営会議で選考した候補者を学長に推薦する。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （申請手続等） 第６条　研修専念期間の取得を申請する者（以下「申請者」という。）は，研修専念期間取得申請書（別紙様式１）を所属学校長（幼稚園にあっては園長。以下「学校長」という。）に所定の期日までに提出する。 ２　当該学校長は，当該年度における授業計画等の諸事情を勘案し，申請者を所定の期日までに附属学校運営参事に推薦する。 ３　附属学校運営参事は，申請書を取りまとめ附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）に諮る。 ４　運営会議は，必要な要件を満たしていると認められる申請者の中から予算の範囲内で候補者を選考する。 ５　運営会議委員長は，運営会議で選考した候補者を学長に推薦する。

東京学芸大学附属学校内地研修員実施要項の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（決定） 第５条　附属学校内地研修員は，附属学校から推薦された附属学校内地研修員候補者（以下「候補者」という。）のうちから，附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て学長が決定する。 ２　前項に規定する候補者の選出手続等については，別に定める。 ３　附属学校内地研修員に決定された者は，東京学芸大学大学院教育学研究科入学者選抜試験の合否確認のため，合格通知書の写しを，所属学校長及び附属学校運営部長（以下「運営部長」という。）を経て学長に提出しなければならない。	（決定） 第５条　附属学校内地研修員は，附属学校から推薦された附属学校内地研修員候補者（以下「候補者」という。）のうちから，附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て学長が決定する。 ２　前項に規定する候補者の選出手続等については，別に定める。 ３　附属学校内地研修員に決定された者は，東京学芸大学大学院教育学研究科入学者選抜試験の合否確認のため，合格通知書の写しを，所属学校長及び運営参事を経て学長に提出しなければならない。
〔省略〕	〔省略〕
（研修の開始） 第９条　附属学校内地研修員は，研修を開始したときは，速やかに別に定める研修開始届を所属学校長及び運営部長を経て学長に提出しなければならない。	（研修の開始） 第９条　附属学校内地研修員は，研修を開始したときは，速やかに別に定める研修開始届を所属学校長及び運営参事を経て学長に提出しなければならない。
（研修の中止等） 第１０条　附属学校内地研修員は，研修期間中に病気その他やむを得ない理由により，長期にわたる研修の中断又は研修の中止をするときは，別に定める研修中断・中止届により，速やかに所属学校長及び運営部長を経て学長に申し出なければならない。 ２　学長は，前項の申し出に基づき，研修の中断又は中止を決定する。	（研修の中止等） 第１０条　附属学校内地研修員は，研修期間中に病気その他やむを得ない理由により，長期にわたる研修の中断又は研修の中止をするときは，別に定める研修中断・中止届により，速やかに所属学校長及び運営参事を経て学長に申し出なければならない。 ２　学長は，前項の申し出に基づき，研修の中断又は中止を決定する。
（研修の終了） 第１１条　附属学校内地研修員は，研修期間が終了したときは，速やかに別に定める研修終了届に大学院修士課程の学位記の写しを添えて，所属学校長及び運営部	（研修の終了） 第１１条　附属学校内地研修員は，研修期間が終了したときは，速やかに別に定める研修終了届に大学院修士課程の学位記の写しを添えて，所属学校長及び運営参

長を経て学長に提出しなければならない。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成29年5月9日から施行し，平成29年4月1日から適用する。	事を経て学長に提出しなければならない。

国立大学法人東京学芸大学附属学校教員の勤務実績評価の実施に関する要項の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
〔省略〕

（被評価者，評価者及び調整者）
第８条　評価者及び調整者は，次の表に定める被評価者の区分ごとに，同表に定める者とする。（教諭等には養護教諭，栄養教諭及び助教諭を含む。）
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>評価者</th><th>調整者</th></tr>
<tr><td>校（園）長</td><td>学長</td><td></td></tr>
<tr><td>副校（園）長</td><td>校（園）長</td><td>運営部長</td></tr>
<tr><td>主幹教諭</td><td>校（園）長</td><td>運営部長</td></tr>
<tr><td>教諭等</td><td>校（園）長</td><td>運営部長</td></tr>
</table>
２　実施権者は，特に必要があると認める場合には，前項の規定にかかわらず，評価者又は調整者を変更することができる。

〔省略〕

附　則
この要項は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。
</td><td>
〔省略〕

（被評価者，評価者及び調整者）
第８条　評価者及び調整者は，次の表に定める被評価者の区分ごとに，同表に定める者とする。（教諭等には養護教諭，栄養教諭及び助教諭を含む。）
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>評価者</th><th>調整者</th></tr>
<tr><td>校（園）長</td><td>学長</td><td></td></tr>
<tr><td>副校（園）長</td><td>校（園）長</td><td>運営参事</td></tr>
<tr><td>主幹教諭</td><td>校（園）長</td><td>運営参事</td></tr>
<tr><td>教諭等</td><td>校（園）長</td><td>運営参事</td></tr>
</table>
２　実施権者は，特に必要があると認める場合には，前項の規定にかかわらず，評価者又は調整者を変更することができる。

〔省略〕
</td></tr>
</table>

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴ 学長が指名する理事又は副学長　２名 ⑵ 附属学校運営部長 ⑶ 教務委員会委員長 ⑷ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑸ 学務部長 ２～４　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この要項は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴ 学長が指名する理事又は副学長　２名 ⑵ 附属学校運営参事　１名 ⑶ 教務委員会委員長 ⑷ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑸ 学務部長 ２～４　〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学パッケージ型支援プロジェクト要項の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　プロジェクトは，次に掲げるメンバーで組織する。 ⑴ 学長が指名する副学長 ⑵ 附属学校運営参事　１名 ⑶ 児童・生徒支援連携センター長 ⑷ 専任教員 ⑸ 専門研究員 ⑹ プロジェクト担当課長 ⑺ その他学長が委嘱する者　若干名 ２　プロジェクトに主査及び副主査を置き，主査は学長が指名する副学長をもって充て，副主査は主査が指名する。 ３　主査は，プロジェクトの業務を統括する。 ４　副主査は，主査を補佐し，主査に事故があるときは，その職務を代行する。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第４条　プロジェクトは，次に掲げるメンバーで組織する。 ⑴ 学長が指名する副学長 ⑵ 附属学校運営参事 ⑶ 児童・生徒支援連携センター長 ⑷ 専任教員 ⑸ 専門研究員 ⑹ プロジェクト担当課長 ⑺ その他学長が委嘱する者　若干名 ２　プロジェクトに主査及び副主査を置き，主査は学長が指名する副学長をもって充て，副主査は主査が指名する。 ３　主査は，プロジェクトの業務を統括する。 ４　副主査は，主査を補佐し，主査に事故があるときは，その職務を代行する。 〔省略〕

東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出に関する申合せの一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 6　公募を上回る推薦があった場合は，当該校の意見を聞いた上で附属学校運営部長が決定する。 〔省略〕 附　則 この申合せは，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 6　公募を上回る推薦があった場合は，当該校の意見を聞いた上で附属学校運営参事が決定する。 〔省略〕

東京学芸大学附属学校内地研修員候補者の選出手続き等に関する取扱いの一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
3　所属学校長は，調書及び当該年度における授業計画等の諸事情を勘案の上，附属学校内地研修員候補適任者（以下「候補適任者」という。）を選定し，附属学校運営部長（以下「運営部長」という。）に推薦するものとする。	3　所属学校長は，調書及び当該年度における授業計画等の諸事情を勘案の上，附属学校内地研修員候補適任者（以下「候補適任者」という。）を選定し，附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）に推薦するものとする。
4　運営部長は，運営部長，運営参事及び附属学校の長で組織する校長会において，別に定める申合せに基づき候補適任者を調整の上，附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）に推薦するものとする。	4　運営参事は，運営参事及び附属学校の長で組織する校長会において，別に定める申合せに基づき候補適任者を調整の上，附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）に推薦するものとする。
〔省略〕	〔省略〕
6　運営部長は，運営会議で決定された候補者を，所属学校長を経て本人に通知するものとする。	6　運営参事は，運営会議で決定された候補者を，所属学校長を経て本人に通知するものとする。
〔省略〕	
附　則 この取扱いは，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	

教職大学院と附属学校との人事に関する取扱いの一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 第５　この取扱いに定めるもののほか，教職大学院を担当する附属学校教員の人事について必要な事項は，教育実践創成専攻の専攻代表及び附属学校運営部長が協議の上，決定する。 〔省略〕 附　則 この取扱いは，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	〔省略〕 第５　この取扱いに定めるもののほか，教職大学院を担当する附属学校教員の人事について必要な事項は，教育実践創成専攻の専攻代表及び附属学校運営参事が協議の上，決定する。

学習支援者に関する取扱いについての一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くことに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （配置手続き） 第３　学習支援者の配置手続きは，次によるものとする。 (1) 学習支援者の配置が必要と判断した附属学校は，学校長が次の事項を記載した協議文書を附属学校運営部長（以下「運営部長」という。）に提出する。 ア　当該児童生徒の氏名，学年，性別 イ　学習支援者を必要とする理由（当該児童生徒の個別の指導計画がある場合は，それとの関係を含む。） ウ　学習支援者の業務の内容 エ　学習支援者の配置期間及び配置時間 オ　学習支援者（予定者）の氏名，学年，専攻分野等 カ　必要経費 キ　その他参考となる事項 (2) 運営部長は，前号の協議文書及び学校長からの聴き取りに基づき学習支援者の配置の可否を決定し，学校長に通知する。 （資格等） 第４　学習支援者は，原則として，関係分野の大学教員から推薦された本学の学部生又は大学院生とする。 ２　学習支援者の推薦は，原則として，当該附属学校から関係分野の大学教員に依頼するものとする。ただし，当該附属学校からの求めに応じて，運営部長からその依頼をすることもできる。 〔省略〕 （補則） 第６　この取扱いは，各附属学校の予算又は本学で受け入れた寄附金で学習支援者を配置することを妨げるものではない。ただし，各附属学校の予算又は本学で受け入れた寄附金で学習支援者を配置する場合は，この取扱いを準用するものとし，第３項第１号に定める事項を運営部長に書面で報告するものとする。	〔省略〕 （配置手続き） 第３　学習支援者の配置手続きは，次によるものとする。 (1) 学習支援者の配置が必要と判断した附属学校は，学校長が次の事項を記載した協議文書を附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）に提出する。 ア　当該児童生徒の氏名，学年，性別 イ　学習支援者を必要とする理由（当該児童生徒の個別の指導計画がある場合は，それとの関係を含む。） ウ　学習支援者の業務の内容 エ　学習支援者の配置期間及び配置時間 オ　学習支援者（予定者）の氏名，学年，専攻分野等 カ　必要経費 キ　その他参考となる事項 (2) 運営参事は，前号の協議文書及び学校長からの聴き取りに基づき学習支援者の配置の可否を決定し，学校長に通知する。 （資格等） 第４　学習支援者は，原則として，関係分野の大学教員から推薦された本学の学部生又は大学院生とする。 ２　学習支援者の推薦は，原則として，当該附属学校から関係分野の大学教員に依頼するものとする。ただし，当該附属学校からの求めに応じて，運営参事からその依頼をすることもできる。 〔省略〕 （補則） 第６　この取扱いは，各附属学校の予算又は本学で受け入れた寄附金で学習支援者を配置することを妨げるものではない。ただし，各附属学校の予算又は本学で受け入れた寄附金で学習支援者を配置する場合は，この取扱いを準用するものとし，第３項第１号に定める事項を運営参事に書面で報告するものとする。

〔省略〕

平成29年５月９日

東京学芸大学

附属学校運営部長　殿

代表者職

・氏名

特別な支援を必要とする生徒への対応について

特別な教育ニーズを持つと考えられる生徒：氏名　　年　組　　男・女

学習支援者を必要とする理由

学習面・生活面等の到達目標（今年度）

学習支援者の業務の内容

学習支援者の配置期間及び配置時間

学習支援者の氏名

必要経費

〔省略〕

附　則

この取扱いは，平成29年５月９日から施行し，平成29年４月１日から適用する。

〔省略〕

平成29年５月９日

東京学芸大学

附属学校運営参事　殿

代表者職

・氏名

特別な支援を必要とする生徒への対応について

特別な教育ニーズを持つと考えられる生徒：氏名　　年　組　　男・女

学習支援者を必要とする理由

学習面・生活面等の到達目標（今年度）

学習支援者の業務の内容

学習支援者の配置期間及び配置時間

学習支援者の氏名

必要経費

〔省略〕